Ⅷ　機会費用		
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃貸取引の機会費用	337,766,240	
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	30,288,291	368,054,531
Ⅸ　行政サービス実施コスト		7,131,742,229

重要な会計方針

1．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しています。

これは、農林水産消費安全技術センターは検査及び分析を主な業務としており、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、予定された成果の達成度を定量的に把握すること及び業務毎に予定コストを算出することが困難であることに加え、業務の実施と運営費交付金との対応関係が不明確であるためです。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

有形固定資産の減価償却については、定額法を採用しています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	2年～50年
構築物	2年～60年
機械及び装置	3年～30年
車両運搬具	6年
工具器具備品	1年～20年

耐用年数については、法人税法に規定する基準に従っています。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

⑵　無形固定資産

無形固定資産の減価償却については、定額法を採用しています。

なお、耐用年数は以下のとおりです。

特許権	8年
ソフトウェア	5年

3．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の賞与については、運営費交付金で財源措置されるため、賞与に係る引当金は計上していません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の引当外賞与見積額から前期末の引当外賞与見積額を控除して計算しています。

4．退職手当に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職手当については、運営費交付金で財源措置されるため、退職手当に係る引当金は計上していません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の自己都合要支給額から前期末の自己都合要支給額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見積相当額を控除して計算しています。

5．棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価基準を採用しています。

6．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金及び随時引き出し可能な預金としています。

7．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体の国有財産の無償使用料による機会費用の計算方法

当法人が無償使用している国有財産の機会費用は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定に基づき定められている「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日蔵管第1号大蔵省管財局長）により使用料を算定しています。

⑵　政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

政府出資等の機会費用は、資本剰余金相当額を含めた政府出資等の純資産額に平成27年3月31日における10年利付国債の当期末利回りである0.400％で計算しています。

8．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

9．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式を採用しています。

注記事項

（貸借対照表関係）

1．翌期の運営費交付金により充当されるべき賞与の見積額	369,834,795円
2．翌期以降の運営費交付金により充当されるべき退職手当の見積額	5,246,487,834円

3．減損会計に係る注記

⑴　今期減損を認識し、減損額を計上した分

①　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価格等

用途	種類	場所	帳簿価額
電話回線（12回線）	電話加入権	本部及び各地域センター	453,600円

②　減損の認識に至った経緯

当事業年度において、休止回線（12回線）を今後使用しないことを決定したため、減損を認識しています。

③　減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

種類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
電話加入権	0円	435,600円

④　回収可能サービス価額について

正味売却価格を採用し、実勢価格（国税庁公表の平成26年分「財産評価基準書」）に基づいて算定しています。